|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 入力 | （照合） |  |

限度額適用認定

国民健康保険　　 標準負担額減額認定　　申請書

限度額適用・標準負担額減額認定

船橋市長　あて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者証記号番号 | 船 | 申請日 | 　　　　　年　　 月 　　日 |
| 世　帯　主□世帯主が認定対象者（下欄記入不要） | 住　　所 |  船橋市 |
| 氏　　名 |  | 生年月日 | 　　　　　年　　 月 　　日 |
| 電話番号 | －　　 　－ | 個人番号※(マイナンバー) |  |
| 限度額適用認定対象者 | 氏　　名 |  | 生年月日 | 　　　　　年　　 月 　　日 |
| 続　　柄 | 世帯主からみて | \_\_\_\_\_\_\_\_\_ | 個人番号※(マイナンバー) |  |

※個人番号（マイナンバー）が不明な場合は、記入なしでも受け付けます。

マイナ保険証をご利用ください！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

【交付対象者】

**・69歳以下…国民健康保険料の滞納がない世帯の方**

**・70歳以上74歳以下…所得区分が市民税非課税世帯の方、世帯の課税所得が145万円以上690万円未満の方**

70歳以上で上記以外の方は保険証の提示のみで窓口負担を自己負担限度額までに抑えられます。

【所得が不明な場合】

　世帯主や国保加入者に所得の未申告者がいると正しい所得区分で判定できません。

　転入等により所得区分が不明な場合も同様です。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

【非課税世帯の長期入院該当適用】

市民税非課税世帯の方で、この1年間の入院日数が通算で90日を超えた場合、入院時の食事代の減額が

受けられます。領収書等の入院期間が証明できるものを添えて申請すると、申請月の翌月から適用となり

ます（70歳以上の低所得Ⅰ区分を除く）。

【窓口申請・交付】

・必要なもの…保険証（限度額適用認定対象者または国保加入世帯主のもの）

・交付場所…国保年金課（市役所本庁舎1階）、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）

**郵送による申請・交付は、太枠内を記入して国保年金課へお送りください。**

【お問い合わせ先】船橋市役所国保年金課 限度額適用認定証担当 電話：047-436-2395

（職員記入欄）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※切り離し無効

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 継続・新規・変更再交付・長期切替 | 所得区分※非課税は長期確認 |  | 入院開始日★ | 年　　　月　　　日 |
| 長期入院該当※非課税のみ | 非該当 ・ 年　　　月　　　日 | 発効期日 | 年　　　月　　　日 |

　★入院開始日が申請日の前月以前となる場合は、発効期日を必ず確認してから認定証を作成すること

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者年齢 | 69歳以下70歳以上 | 保険料滞納制限※69歳以下のみ | 滞納無し滞納有り | 保険証確認※証有は窓口交付 | 対象者 ・ 世帯主無 |
| 来庁者 | 世帯主・夫・妻・子・（　　　　 　） | 本人確認書類※証無のみ確認 | 免・保・パ・個・医・（ 　　　　 ） | 交付方法 | 窓口 ・ 郵送不可 |
| 住所 ：　同 ・ 別 |
| 案内 | □第三者が原因の治療において証を使用するか確認→第三者行為該当だった場合は担当者に引き継ぎ |